

月外新報校書 浪谷光の紙をこ

- 一 四月十一日、先將軍水戸表下向うと罷り一併
- 一 大系前侍後及向う御座候、小入り
- 一 小諸候執白
- 一 京都よりの本状中、副後督各局へ傳達の内自書
- 一 蝦夷地完拓の衆議、○相館裁判所より紙をこ
- 一 野分候が違ひを二通
- 一 後事および差出見込を二通

西垣文庫  
文庫10  
7353  
1



時文庫10  
7353  
1

内外新報第七号

慶應四年四月十九日



四月十二日出板横濱日刊新報

前將軍○○公洋かゝは度と事を改後ありて昨十一日早天  
上江戸にお立ちあす表は向させり此ハ一俣の編向を十日の  
ありしがありて此ハセいと云。○そは流年四百人餘隊  
隊千二百人あり。○前將軍と夫人ハ江戸より去りてある  
所の御殿ハ此ハうりあり

此物移居する所ハ一々前住後反昨十一日九時半  
所ハ城にお立ちあす軍勢ハ藩慶肥前阿波の兵より

皆ライフル銃と稱するもの刻の志先よ

所門の旗を之入るることを稱の志根をあらはし稱りしは  
も人の旗竿とさげ他の四人の竿の比上より物より鶴を引と  
たをともさるる物合を形を

さるるものより正しき家と名を置きし所を紙に目  
よりをかたり通行のときも所ありし士民ハ三か平版

踏踏せりあかるは我西洋人ハ其あそふ人のあんとせん  
して馬とありて傲然と是を名物とせし後も然るるを

せん所を所事か一宮ハ日知人の完けしるること  
是よりか

右の如くおのり生殺の権と物事のものといふ

抄

所門は射一口公の恭順かくのごとくよして所事かくも誠

を渡りし我少事又感愛とさるるなりなり故に京師ハ  
も移別の寛典ありて國家右平の時よ至る和國貿易

をせりし経書又復しるるありし一候ハあよふつらさる  
こと何りこそ會津の一件あり會津は仙居その他有力の諸

候と連合して君家の為めに冤罪と雪んとし我兵後  
を渡りしあり

才田和泉の縣 近日會津勢のたえはあまふりしとす  
此方の大名は皆をなるといふ事里社のあよ何れ南方の軍

勢と接近し故に合戦ありしは 始るるありしと云ふ

内か新報第九號

慶應四年四月廿六日

○小諸侯献白

徳川□□

朝政罪追討云 作付ト百各藩陪臣更率よび追  
方向を生しり概あふひは存号令沙越意おのり国力相  
意又人救正あしはやいはるごう方 作せ海を以て  
もつてと怖畏縮のありは存号令物多夫率  
初流儀事てはの交 作中

朝群懸く 所制度考へさせりまはしめし

皇國自然の少仲裁の封建世派よこはあり藤倉霸府

の町將軍家臣の名目をお互陪臣陪々居る分志とがらて

お是り時移り相換り茂長元和以来今日迄の形勢を成

成りては存号令九善天の下存号令演号早き好

王臣たりさる者いそ人もこれあはしめし封臣は是

治のく少民各々其主に忠勤し

朝廷に復するしる少民あるを私美徳川家

臣よりいへば徳川家と畏奉る

朝廷忠勤は度素志にこそあり元来一途日ありて更し方を

失し向をニツ又はさしめしことかきし逃る□□恭順の效ね

まはし寛典の政を並ひしとら新報裏并仕りときん存し西元

又人致さししは是 所自節り何れあても出給お勤め

「皇」も「徳」も徳川ヲ所運討ニ物人の 所法を以て此  
あり 臣子を以て君父ヲ撃ト 此もことあり人の大倫  
夫れニ大徳を以てお懐り昔時源義朝

勅命止るを以て「皇」あり 父為義を撃も同  
不義の逆名子裁逆を以て

勅命よお志とわいとも亦 王徳私に法度無失

終よと免ぐとく「皇」私一身に進退難混のこに此を以て

朝廷の所為を以て「皇」何分

勅命は「皇」難仕陪罪微臣の身分直諫仕は後り恐入何へ

て言上仕は「皇」も臣子に才進退難混仕は後り

性懐も思ひのこに「皇」何分所明察以旨怒

「皇」も「徳」も徳川ヲ所運討ニ物人の 所法を以て此

あり 臣子を以て君父ヲ撃ト 此もことあり人の大倫

夫れニ大徳を以てお懐り昔時源義朝

勅命止るを以て「皇」あり 父為義を撃も同

不義の逆名子裁逆を以て

勅命よお志とわいとも亦 王徳私に法度無失

終よと免ぐとく「皇」私一身に進退難混のこに此を以て

朝廷の所為を以て「皇」何分

勅命は「皇」難仕陪罪微臣の身分直諫仕は後り恐入何へ

て言上仕は「皇」も臣子に才進退難混仕は後り

性懐も思ひのこに「皇」何分所明察以旨怒

「皇」も「徳」も徳川ヲ所運討ニ物人の 所法を以て此

あり 臣子を以て君父ヲ撃ト 此もことあり人の大倫

夫れニ大徳を以てお懐り昔時源義朝

勅命止るを以て「皇」あり 父為義を撃も同

不義の逆名子裁逆を以て

勅命よお志とわいとも亦 王徳私に法度無失

終よと免ぐとく「皇」私一身に進退難混のこに此を以て

寛文四年二月

内外新報第八號

慶應四年四月廿四日

○京都ヨリの本状中ニ裁も副総督岩倉卿より各局、  
信達の内自書云

臣不肖の才を以て妄に大任を辱しめ給へ其任に當りし儀も此を  
しるるに何分者令内外の多難加へ朝敵未だ平定と殊に  
所親征の盛衰を憂ふ事實に至るに事伴何れも懼  
し此を素より鞠躬を力一死を以て以て公に奉る事  
總裁官の所命を三条中山の命に當りしも亦供奉に上りた政官に  
若くは不慮の事合ふに口管若くは不慮の事出給し及んば正親  
町三条徳大寺の御總裁局、お仕奉儀亦後、板江御出先以て畏  
る事、抑今般親一々天地よき誓公卿列藩へ

河沙治と通し此度此一報の所定續相立不中し其を以て不為所  
所候に臣子の多し於て然るに裁一に之を以て其を以て其を以て  
諸局の督辦、勿論判事、権官と至近並励精一諸事、其申  
出度し假令局外之事たり九所為所候と云ふに存分又其時端  
不考に其勿論と云ふも勿論、公義を以て勅命物に其海を以て其  
其に仍此般へ入らり

三月廿二日

具視

○同書中ニ變更地完盤の底後と裁且  
三月二十五日午刻後事、而於て三職及び、傲士列座にて忠念  
何より策問を  
一、一、一條箱館裁判所を取建、事

才三條は亦總督副總督兼謀略人撰の事

才三條蝦夷名目を改南の二道に立寄て、何如

右中官務より公々諸侯徴士等名譽論あり 山階宮と

即今頃より難くとの旨鷹前在座より存地心へ建白

有しと相成りし所撰て然る中門大細官殿、人撰才

一と執事あり編督の薦任越前侯、仙臺、十時、折津、加

ゆ、之、作方ととのり、肥前老侯の論、岡板、才二儀と

先裁判、亦、建、編督、兼、謀、所、撰、才、立、臺、礎、と、立、立、且

何撰、才、人、撰、才、も、岡板、く、侍、方、と、お、立、と、才、河、本、才、準、一、所、如

論、は、同、一、但、何撰、大、藩、に、命、は、是、に、如何、一、藩、の、力、を

官、撰、と、難、く、を、一、但、人、材、と、細、羅、一、之、地、に、俱、置、以、て、

眼前に利を不計當今その他より歳入の金と以て費用は給

精く整頓より力とそ一て然との儀あり○副編督重祿を魯

西進の意、撰、才、何、所、各、國、同、撰、才、を、立、寄、り、と、所、撰、同、あり、と

本、才、階、院、の、撰、才、も、有、し、と、所、撰、才、上、より、同、一、か、る、べ、と、是

而、一、非、山、左、右、衛、門、撰、才、を、人、才、と、所、撰、才、を、も、り、外、に、何

より、そ、の、他、の、才、方、と、有、と、所、撰、才、序、は、運、び、く、は、官、撰、の、所、は

随、て、お、立、り、と、由、井、上、石、見、の、裁、判、亦、建、所、撰、才、も、亦、撰、才、の

程、遠、き、り、何、と、別、段、兼、撰、才、も、亦、撰、才、一、は、亦、撰、才、人、撰、の

品、を、文、平、と、撰、用、せ、ん、と、所、撰、才、大、久、保、一、卷、の、松、浦、多、氣、四、郎、を

奉、げ、を、受、席、の、物、の、山、左、衛、門、を、薦、め、本、才、準、一、郎、の、山、龍、の、小

宗、三、兵、衛、の、龍、の、才、山、左、衛、門、を、撰、才、才、山、左、衛、門、と、井、上、藩、を、推、し

越前侯土井能登忠と伊豆との建議あり。其他徵士參共十  
數名何れも別々海軍を建言し不及副編裁成後子従て先  
づ人機を決定し然る後子裁判を成進退く民拓の手と  
下を備すの旨作らる。右を議事終り衆皆退散と。

本文參謀より薦奉せられし五士の事畧と附記ス

思中支平ハ河内の人なり江戸に來り羽倉君用九翁の家塾に  
居る近江蝦夷地に至りカラフ上薩哈連等と周觀せり

松浦多氣四郎ハ勢州の人なり亦江戸に任じ蝦夷の不逞とて  
憂とて其を數十年屢彼地を經歷し備さる艱苦とあり  
其心力を尽せり

岡山七郎在馬ハ土井の藩士なり

岡山龍田ハ亦土井の藩其老臣たり。其情むべし。今と去る四年  
前乙丑の歲疾に罹りて故を了介助ハ今現に會計局に  
參仕せり。

慶應四年  
○三月廿二日對朝使に所達之文二通

今般 王政一新信て外國所實際之を放 朝廷以而扱  
為 在りし所を朝鮮國の義に古より其往の國柄を  
所感信成之を言 所感之は是迄の通あるを交通を  
當りし所を後より 命に對朝鮮國所用節節而扱  
外國事勢捕之心を以て可お初らる 其心を  
所國感あるは概して力 所沙汰より事



但丁 王政の一移り移りたる如くは別して厚く在るは  
旧弊を一新洗ひ多し此方所を公とありしなり

三月

今般之廢幕府 王政の一移り移り 所宸遊とて以て  
作出れし就て今後朝鮮の事扱ふ事 伴信長とて授  
朝廷之云 伴信長 伴信長 朝鮮國とて在連 所沙汰に事

三月

此後池上の中を西運富に居り 初便所及卿の事言西域に越え  
陸府表所運富にあり 有栖川宮の中三の川崎宮に在り十四日西運に  
孤より宣軍参謀方分西布告に有るは又弟を在連とて通  
民部より海市中亦有て通るは是初揺る事致さぬと云ふに終り

○ 議事不き差出見込書二通

蝦夷地の宗極し西金後より分て先公仁方の内より完拓  
等あり西より西掛り 今方此西方の生涯に精力を  
蝦夷地より分て西立心より進く其初し書致し素より  
之向の巧者に他より講習を為す其相又亦大諸侯に  
由りて蝦夷を治む 命此諸侯も右公仁といひ私家に共  
十分心力を尽し是非後切を期し其初し此根底を  
所確定し之臨任使と反覆以討備に在るにまで也  
朝廷より後援を為す 在板の 所廟の昇り立るに御費  
遣に在るに然るに事致し其多し所一移り移り機合に  
任せり唯一手の臨任使の 所指立に在るに成功

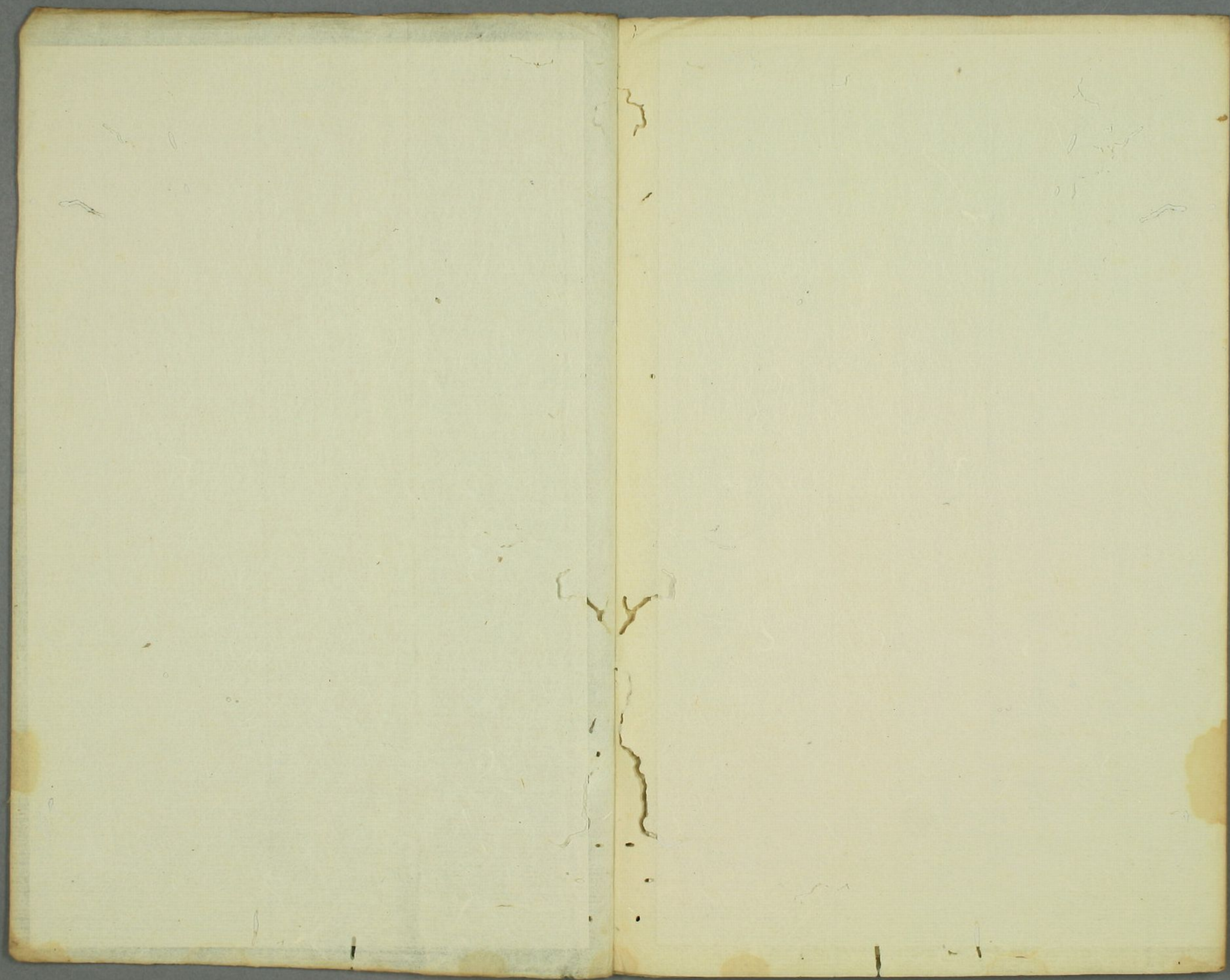
是れ亦たまきのこなりず魯西無人雜居の土地よしゆい  
却て後害と醸しり積り蓄もて有る先と顧念は存るか  
矣在るの存り以て

中村雪江

萬事の中源は不忌服は未起るるがごとく一國家富強にか  
四民各職業は其あり就中農は國の中なるゆへ其本  
業を以てさるるの存りさるる國土の疲弊補ひがごとく農を  
起すのわい地を拓き人氏を増殖せらるるあり人氏を増殖す  
るのわい事を貿易よりして又後と省畧し器械を以て民  
力と振らるるあり西洋諸國も蒸氣器械を發明し民力  
國中より傳りあるが故より自然に拓地育民の業を起し或は

萬里の外より數千人と出し開港交易の大利を計るるあり  
我國近年内外多事憂歎東西の又後幾ふ方と云ふをわいん  
是等の民力を補ふの存りさるるをわい田疇の荒廢は及ぶる又自  
然の理あり賑災完拓の存りさるるの大事勿論不て忽の要務  
而れはそ多と下との存りさるる後急の術はるべきことと畢  
竟又内地の民を移すことと國の遂げがさるるのわい亦一  
内國内地の荒廢せさら拓又後と省畧し器械を製造  
して人氏を生かざるの策今日の急務と奉存る事

井上石見



松岡平五郎

不詳繪卷并尺幅紙譜

紙

國本文平

井上石見

土井翁登

前水谷翁

